

国際課税

Q18

多国籍企業はきちんと税金を納めているの？ ～グローバル化への対応と「BEPSプロジェクト」について～

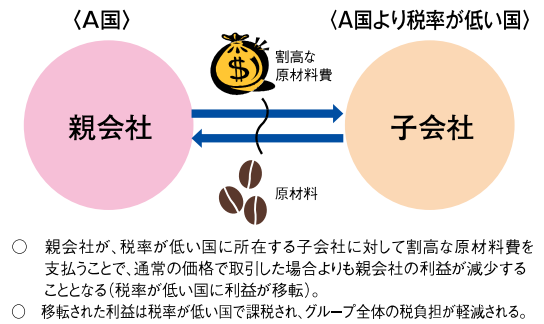
世界各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させて、より多くの国民負担を求め中、多国籍企業が各国の税制や国際課税ルールをずれる利用することで課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことに対する批判が高まっています。このような課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、2012年に、OECD租税委員会は、国際課税ルールを見直すプロジェクト、「BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクト」を立ち上げました。2015年10月には本プロジェクトの「最終報告書」が公表され、11月にはG20サミットに報告されました。この最終報告書に基づいて、各国において国内法整備及び租税条約の改正を実施することが求められています。こうした取組によって、多国籍企業の課税逃れが防止され、真面目に納税している人々や会社との間で課税の公平が確保されることとなります。今後、本プロジェクトの議論を主導してきた日本としても段階的に着実に対応していく予定です。

「BEPS」の問題点

多国籍企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により税負担を軽減

政府	個人	企業
<ul style="list-style-type: none"> 納税者の不公平感の高まりによる、税制に対する信頼の揺らぎ。 税収の減少等による財政の悪化。 発展途上国で、経済成長を促進する公共投資に必要な財源が不足する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国境を容易に越えられない納税者がより大きな割合の税負担を強いられる。 	<ul style="list-style-type: none"> BEPSを利用した節税を行っていない企業やBEPSを利用できない国内企業(中小企業等)の競争条件が不利になり、公平な競争が害される。

グループ会社を利用した「BEPS」の例



(参考)日本の租税条約ネットワーク《66条約等、102か国・地域／平成28年11月1日現在》

日本は、二重課税の回避や脱税・租税回避への対応を目的として、102か国・地域と66の租税条約等を締結しています。租税条約には、二重課税の回避等を通じた両国間の投資・経済交流の促進を目的とした規定に加えて、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

欧州 (37)	中東 (7)	アフリカ (10)	南アジア (4)	東・東南アジア (12)	大洋州 (6)	北米 (2)	中南米 (12)	ロシア・NIS諸国 (12)
アイルランド スウェーデン ノルウェー ボルトガル ガーンジー(※) イギリス スペイン ハンガリー ポーランド ジャージー(※) イタリア スロバキア フィンランド ルクセンブルク マン島(※) オーストリア チェコ フランス ルーマニア リトニシュテイン(※) オランダ デンマーク ブルガリア スイス ドイツ ベルギー (税務行政執行共助条約のみ) アイスランド キプロス サンマリノ ラトビア アルバニア キリシヤ スロベニア リトニア エストニア クロアチア マルタ	アラブ首長国連邦 クウェート イスラエル サウジアラビア オマーン トルコ カタール	エジプト 南アフリカ ザンビア (税務行政執行共助条約のみ) ウガンダ ガーナ チュニジア カメルーン ナイジェリア セーシェル モーリシャス	インド スリランカ パキスタン バングラデシュ	インドネシア ブルネイ 韓国 ベトナム シンガポール 香港 タイ マレーシア 中国 マカオ(※) フィリピン 台湾(注3)	オーストラリア ニュージーランド フィジー サモア(※) (税務行政執行共助条約のみ) ナウル ニウエ	アメリカ カナダ	ブラジル ケイマン諸島(※) メキシコ パナマ(※) 英領バージン諸島(※) バミューダ(※)	アゼルバイジャン ジョージア アルメニア タジキスタン ウクライナ トルクメニスタン ウズベキスタン ペラルーシ カザフスタン モルドバ キルギス ロシア

(注1) 税務行政執行共助条約が多国籍間条約であること、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約数、国・地域数の内訳は以下のとおり
 ・二重課税の回避、脱税及び租税回避等への対応を主たる内容とする条約(いわゆる租税条約):54本、65か国・地域
 ・租税に関する情報交換を主たる内容とする条約(いわゆる情報交換協定):10本、10か国・地域(図中、(※)で表示)
 ・税務行政執行共助条約(締約国は我が国を除いて全66か国(図中、国名に下線)、うち我が国と二国間条約を締結していない国は26か国)
 ・日台民間租税取決め:1本、1地域
 (注3) 台湾については公益財団法人交流協会(日本側)と亜東関係協会(台湾側)との間の民間取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築。